

医療法人社団浅ノ川における求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止方針

医療法人社団浅ノ川（以下、「当法人」といいます）は、採用活動、就職説明会、職員訪問、インターンシップ、看護実習その他の求職活動等において、求職者等が安心して活動できる環境を確保するため、求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に取り組めます。

1. セクシュアルハラスメントの禁止

当法人は、求職活動等において、職員が求職者等に対して性的な言動を行うことを禁止します。この禁止は、行為者及び相手方の性別にかかわらず適用され、同性に対する言動である場合や、相手方の性的指向又は性自認にかかわらず該当し得ます。

性的な内容の発言・質問、性的な冗談やからかい、必要のない身体への接触、性的な関係や私的な交際を求めることその他、求職者等の求職活動等を阻害する性的な言動を行ってはなりません。

2. 方針の周知・啓発

当法人は、本方針及び求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止について、職員に周知・啓発します。また、採用面接、説明会、実習等の実施方法や連絡方法等について必要なルールを定め、求職者等にも周知します。

3. 厳正な対処

求職者等に対するセクシュアルハラスメントは、就業規則第70条に定める懲戒事由に該当します。当法人は、これが確認された場合には、同規則に基づき、譴責、減給、出勤停止、降格、諭旨退職又は懲戒解雇その他必要な措置を行います。

4. 相談窓口

求職者等からの相談を一元的に受け付ける窓口を法人経営本部に設置します。セクシュアルハラスメントに該当するかどうか明確でない場合や、発生するおそれがある場合についても相談することができます。なお、当法人が契約している外部相談窓口の利用も可能とします。

5. 事実関係の確認及び適切な対応

相談を受けた場合には、相談者の心身の状況及び意向に配慮しながら、速やかに事実関係を確認します。必要に応じて、被害を受けた求職者等への配慮、行為者への措置及び再発防止のための措置を講じます。

6. プライバシーの保護

相談者、行為者その他関係者のプライバシーを保護し、相談や事実確認によって知り得た情報を適切に取り扱います。

7. 不利益な取扱いの禁止

相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として、相談者その他の関係者に不利益な取扱いを行いません。

8. 法人一元管理

相談窓口及び基本的な対応は原則として当法人の経営本部において一元的に行います（外部相談窓口を利用された場合は、同窓口が当法人の取扱いに準じて適正に対応します。また、ご本人の意向に配慮しながら、必要な範囲で当法人と連携します）。必要に応じて、関係する病院・施設の所属長その他関係者に事実確認等への協力を求めます。

令和8年10月1日
医療法人社団浅ノ川
理事長 小市勝之